

大阪市内の保育所等における防災マニュアル作成の手引き 資料編

# 防災マニュアル作成の心得

～こどもたちの安全のために～



大阪市こども青少年局  
令和5年1月

## 「大阪市内の保育所等における防災マニュアル作成の手引き」の構成

本手引きは、以下の3部構成となっています。

※この冊子は **資料編** です。

### 本編 1 大阪市内の保育所等における災害時対応ガイドライン

令和4年12月に本市において策定したもので、大阪市内の保育所等における、災害への備えや臨時休園の判断基準など、災害時の基本的な対応について定めたものです。

### 本編 2 大阪市内の保育所等における防災マニュアル作成の手引き

施設において、ガイドラインの内容を踏まえた防災マニュアルの作成にあたり、すでに作成されている「非常災害対策計画」及び「避難確保計画」の様式をベースとして、追加で作成すべき項目等を整理して示しています。

### **資料編 防災マニュアル作成の心得 ～こどもたちの安全のために～**

防災マニュアルには、災害発生時に職員が的確に行動できるよう、様々な項目を規定する必要がありますが、①事前の対応（備える）、②発生時の対応（命を守る）、③事後の対応（立て直す）、と災害発生前後に分けて整理することで、取り組むべきことが整理しやすくなります。資料編は、災害対応をこれらの時系列で整理し、マニュアル作成に役立つ情報やポイント、過去の災害に関連したコラムなどを盛り込んだものとなっています。マニュアルの作成や見直しの際に参考にいただき、更に施設内研修の資料や読み物としても広くご活用ください。

# も く じ

## 資料編

### 1 事前の対応（備える）

#### 1－1 組織体制

- （１）防災対応組織 ..... 1
- （２）保育者等の参集基準 ..... 1
- （３）関係機関との連絡体制 ..... 2

#### 1－2 災害時の避難に備える

- （１）自施設を中心とした「災害の種類」を知る ..... 5
- （２）避難訓練について ..... 5
- （３）訓練の内容 ..... 5
- （４）防災マップの作成 ..... 7
- （５）施設設備の安全点検 ..... 7
- （６）災害時の被害状況の把握 ..... 7
- （７）非常持ち出し品と備蓄物資 ..... 8

### 2 発生時の対応（命を守る）

#### 2－1 災害発生時の具体的な対応

- （１）風水害への対策 ..... 10
- （２）地震への対策 ..... 15
- （３）火災への対策 ..... 22
- （４）落雷・竜巻への対策 ..... 24

#### 2－2 こどもの保護者への引き渡し ..... 27

|     |              |    |
|-----|--------------|----|
| 3   | 事後の対応（立て直す）  |    |
| 3-1 | 保育の再開に向けて    |    |
| (1) | 主な確認事項       | 28 |
| (2) | 法人との連絡調整     | 28 |
| (3) | 行政機関への報告・相談  | 29 |
| (4) | 応急保育         | 29 |
| (5) | 具体的な配慮事項     | 30 |
| 3-2 | こどもと保育者の心のケア |    |
| (1) | こどもの心身の反応    | 31 |
| (2) | 災害時のこどもへの対応  | 32 |
| (3) | 保育者の心のケア     | 35 |
| 4   | 災害時の給食管理     | 36 |
| (1) | 組織体制         | 37 |
| (2) | 食事の提供        | 38 |
| (3) | 衛生管理         | 42 |
| (4) | 発災後の外部との連携   | 43 |
| (5) | 再開           | 43 |
| (6) | 訓練等          | 43 |
| (7) | フェーズによる食事提供  | 44 |



# 1 事前の対応（備える）

災害が発生した際に、被害を最小限に抑えるためには、過去の災害による尊い教訓を活かし、日ごろの備えを万全にしておくことが重要です。まずは自施設の立地条件を把握し、起こりうる災害について予測しましょう。

本編 2 p.69 資料 8

## 1－1 組織体制

### （1）防災対応組織

災害時の対応においては、職員一人ひとりが、いかに迅速かつ適切な判断や行動ができるかが重要となります。組織として対応できる体制を整備し、避難訓練や研修を通して、職員は各自の役割を認識するとともに、いざという時に的確な判断と主体的な行動及び報告ができるよう役割分担表を作成・周知し、想定される一人ひとりの役割を明確にしておくことが重要です。

本編 2 p.64 資料 1



- ◆ 組織の責任者と、その代行順位を明確にしておきましょう。
- ◆ 実際に分担された役割で避難訓練を行っておきましょう。

### （2）保育者等の参集基準

風水害、地震・津波の発生時に、必要な対応を円滑に実施するため、発表される情報等に応じた保育者等の参集基準表を作成し、あらかじめ保育者等で確認しておく必要があります。

本編 2 p.65 資料 2・3

#### ＝職員の参集基準＝

- 休暇等で勤務していない場合は、参集基準に基づき職場に向かう
- 移動時間等経路の確認を予め行っておく
- 休日・夜間等の参集基準も決めておく
- 職員で小学生以下のこどもがいる、高齢の父母との同居、その他家族や家庭の状況等をふまえ、施設での勤務ルールを検討しておく
- 参集体制が長期となる場合、職員間で交代し一時帰宅等を検討する

#### ＝職員の移動時間＝

職員は、交通機関が途絶した場合を想定し、自宅から各施設や事前に定めた参集場所までの移動経路と所要時間を確認しておきます。

本編 2 p.67 資料 5

災害時には道路が寸断されることもあるので、複数の経路と移動手段を確認しておく必要があります。



参集前には以下をチェックしましょう。

- ◆ 自分自身及び家族の安全を守る。

あらかじめ、職員の安否確認の方法（メール等）について定めるのは有効です。災害発生直後に出勤可能な職員数を把握しても、職員自身や家族の負傷、自宅に被害がある場合など、出勤できない場合もあります。まずは自分自身及び家族の安全を確保してください。

- ◆ 火元（ガスの元栓、電気のブレーカー）の確認をする。
- ◆ テレビ・ラジオ等により情報を収集する。
- ◆ 職員の緊急連絡網を確認する。

### （３）関係機関との連絡体制

#### =119番通報=

火災や救急要請等の緊急時にも、慌てず相手に正確な情報を伝えられるように、119番の通報例を作成し、事務所等の電話の近くのよく見えるところに貼っておきます。



本編2 p.68 資料6

#### =関係機関への緊急連絡体制・防災関係機関連絡先=

災害が発生した場合は、保護者や大阪市こども青少年局等関係機関に対して、被害状況や安否等の情報を報告する必要があります。

災害発生時に混乱しないよう連絡先を取りまとめた緊急連絡体制表や連絡先一覧表を作成し、施設内の誰もが見える場所に貼っておきます。

#### 大阪市行政オンラインシステムについて

大阪市こども青少年局では、大規模な災害が発生した場合を想定し、迅速・的確に被災状況の把握を行うため、行政オンラインシステムを活用しています。

あらかじめ行政オンラインシステムトップページを複数のパソコンやスマートフォンにブックマークして、災害時にパソコンやスマートフォンにより被災状況を報告できるようにしましょう。システムが利用できない場合は、電話・メール・FAXによる報告も可能です。

（施設の被災状況把握のための報告であり、支援を補償するものではありませんので、あらかじめご了承ください。）



<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>

## =情報の入手方法=

災害時に正しい方策を検討するためには、正確な情報を収集することが必要です。状況を見極めるためにも、複数の情報源を活用することが重要です。

| 収集する情報                      | 収集方法                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 気象情報                        | ラジオ、インターネット                                                                                                                                                                                                                                         |
| 洪水情報                        | 緊急速報メール、インターネット                                                                                                                                                                                                                                     |
| 警戒レベル3・警戒レベル4               | 防災行政無線（防災スピーカー）、ラジオ、インターネット、<br>緊急速報メール                                                                                                                                                                                                             |
| 市内の状況・避難所の状況                | 防災行政無線（防災スピーカー）、近隣からの情報                                                                                                                                                                                                                             |
| 災害時の避難指示や<br>避難所開設情報などの確認   | 大阪市防災アプリ<br><br><a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000345020.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000345020.html</a> |
| 要配慮者利用施設等への防<br>災情報メール（登録制） | <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000337945.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000337945.html</a>                                                                                                   |

- ◇ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池・バッテリー等を用意する。
- ◇ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等を施設内から確認する。
- ◇ 緊急連絡網等により、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者で共有する。

## =保護者への伝達方法=

災害発生時の保護者への情報伝達や、安全なこどもの引き渡しのためには、保護者の理解と協力が必要不可欠です。そのため、保護者に対しては複数の連絡手段を事前に周知しておくとともに、避難場所や避難経路、引き渡し方法など、災害時に自施設が行う対応について、入園時の説明会や年度初めの懇談会、おたより等様々な機会を利用して、保護者に丁寧な説明を行い、理解を得ておく必要があります。

いざという時のために、保護者には常に新しい連絡先を登録するよう、協力を求めます。

また、保護者側からも、災害時の安否状況を施設に報告してもらうよう依頼しておきます。

### <連絡手段>

- 緊急メール等（施設からの一斉送信）の発信

→迅速に情報を伝えられるように、いくつかの事態を想定した定型文を用意しておく

本編 2 p.79～82

資料18・19・20・21

- 保育補助管理システム
- 自施設や地域施設の掲示板などへの貼り紙
- NTT災害用伝言ダイヤル「171」  
<https://www.ntt-west.co.jp/dengon/>



- NTT災害用伝言板インターネット（web171）  
<https://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>



### <保護者への引き渡し方法>

引き渡しカード等を作成しておき、災害時に迎えに来ることができる保護者等を把握しておきます。

（参照p.27）

本編 2 p.83 資料22・23



最低でも年に1回、保護者参加の避難訓練を行い、伝達方法等を確認しておくことは、万一の備えにもつながります。

### = 地域との協力関係 =

東日本大震災の際にも、近隣住民と一緒に避難して助かった事例が数多くあったと言われています。

日頃から地域と連携するという意味においても、区や地域主催の防災訓練に保育施設として参加するなどの取組みは、大変重要なことです。

また、各区の防災マップを入手し、区別・地域別の防災計画等を学ぶとともに、地域の協力園や協力者のリストを作成しておきます。

#### ◇ 大阪市水害ハザードマップ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kurashi/category/3023-2-3-0-0-0-0-0-0-0.html>



#### 地域との関係を築くために・・・

- ◆ 近所（例：向う三軒両隣り）、町会長、避難場所や消防の関係者などに、毎月の保育園だよりを配付するなどし、挨拶に回りましょう。
- ◆ 自治会の会合や合同避難訓練など、地域の催しに積極的に参加しましょう。
- ◆ 近くの保育園同士でも交流しておく、よりよいでしょう。



## 1－2 災害時の避難に備える

### （１）自施設を中心とした「災害の種類」を知る

施設の立地特性によって、災害時の危険は異なります。大阪市ハザードマップ等を入手し、実際に職員や子どもと歩くことで危険箇所や避難経路を確認しておきます。

本編 2 p.69 資料8

### （２）避難訓練について

災害が発生した場合、職員は的確な判断と適切な行動をとり、子どもの安全を確保し、被害を最小限にとどめることができるよう、日頃から訓練を実施します。

そのために、避難訓練年間計画を作成し、職員等の共通理解のもと訓練を行うことが重要です。

本編 2 p.70.71 資料9・10

繰り返し訓練をすることで災害時の対処法が身につきます。「もしも」の時に、あわてず、あせらず対処して、事故を未然に防ぐようにします。

### （３）訓練の内容

消防計画（避難・初期消火訓練年間計画表、自衛消防組織・隊編成表）の作成及び定期的（年2回以上）な訓練の実施は、「消防法」（消防法施行令第3条の2第2項）に定められています。

また、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」には、避難及び消火に対する訓練を月1回以上行わなければならないと定められています。

計画作成にあたっては、いろいろな原因・状況・発生場所を想定し、作成しなければなりません。

訓練とは、「災害時の組織体制とその役割」に基づいて、各自の役割分担を明確にし、いざという時、全職員が的確に行動できるようにしておくことです。

#### 消防法施行令 第一章 火災の予防

（防火管理者の責務）

第三条の二 防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

#### 「消防法施行規則」

（防火管理に係る消防計画）第三条第十項

令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ、（十六）項イ又は（十六の二）項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第三条の二第二項の消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならない。

#### 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」

（児童福祉施設と非常災害）

第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

令和5年4月1日付け施行予定の「児童福祉施設設備及び運営に関する基準」の改正において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）の策定が必要となってきます。

**「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）**

**※令和5年4月1日改正施行**

（業務継続計画の策定等）

第九条の三 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**<訓練の種類>**

日頃から、さまざまな原因・状況・発生場所を想定し訓練を行うことが重要です。状況に応じた的確な判断のもと、職員が落ち着いた行動を取ることがこどもに安心感を与え、そのことが安全な避難につながります。

- ◎ 災害別・保育の状況別に作成したフローチャート訓練      ◎ 避難誘導訓練
- ◎ 救出救護訓練      ◎ 初期消火訓練      ◎ 出火防止訓練      ◎ 通報訓練
- ◎ こどもの引き渡し訓練      ◎ 緊急時給食対応訓練      ◎ その他

**<訓練について>**

様々なケースを想定し訓練することによって、日常では気がつかない危険や問題点が見えてきます。

- 訓練や点検を行ったあとは、職員間で必ず振り返ります。
- 普段の保育では気づかない潜在的なリスクや課題を明らかにして、みんなで解決策を話し合います。

こどもにとっても、避難訓練や防災教育は自己を守るために必要な行動や知識を学ぶ大切な機会です。また、保護者とも引き渡しや保育補助管理システムを活用した訓練等を実施し、保護者の防災意識の向上に努めてください。



**<避難訓練年間計画の作成にあたっての留意点>**

- 年間を通して指導計画の中に位置づける。
- さまざまな時間帯や場面を想定し、安全に避難できる態度や能力を身につけられるよう、実践的な訓練を計画する。
  - 〔土曜日〕〔登園・降園〕〔食事・睡眠〕〔園外活動・散歩〕
  - 〔早朝・長時間・延長保育〕〔施設長（主任）不在〕〔特別事業〕等
- 全保育者等で計画の内容や役割分担等について協議し、発生からこどもの引き渡しまでを確認する。

本編 2 p.64,78,83 資料 1・17・23

## （４）防災マップの作成

### ＝施設内経路、避難先一覧＝

災害時に速やかに避難できるよう、あらかじめ施設内の経路図及び避難先の一覧表を作成し、施設内の見やすいところに掲示しておきます。

本編 2 p.72 資料11・12

### ＝避難先ルート＝

- 所在区の防災計画、大阪市水害ハザードマップ等を活用して災害の種類に応じた避難場所や何階に避難するかを設定する。
- 避難先は様々なケースを想定し複数ルートを確認し、普段より施設周辺を歩くなどして道路状況を知っておく。
- 訓練において、実際の避難場所への避難を経験する。
- 状況によっては施設に留まることも想定する。



避難経路については、被害の状況によっては通行できないなどの可能性もあるため、複数の経路を準備しておきます。

## （５）施設設備の安全点検

施設の安全点検は、潜在的な危険を未然に防ぎ、二次災害防止のためにも重要です。

「施設設備の安全点検チェックリスト」を作成し、日常的に安全点検を行うことが必要です。

本編 2 p.73 資料13

## （６）災害時の被害状況の把握

災害時に施設が受けた被害を的確に把握するために、

「災害発生時の被害状況を把握するためのチェックリスト」を

あらかじめ作成しておきます。



本編 2 p.74～75 資料 14

## (7) 非常持ち出し品と備蓄物資

大規模な地震や津波が発生した直後は、ライフラインの影響により、食料等の確保が困難になる場合があります。そのため、救援が受けられるまでの間、児童・職員等の生命や生活を維持するため食料等を備蓄しておく必要があります。

食物アレルギー、配慮等が必要なこどもも含め、それぞれの状況にあわせて確保しておきます。

まず、災害用に備えるべき生活用品等の物品をリスト化します。その中から、こどもと一緒にすぐに持ち出さないとけないものを担当ごとに非常時持ち出し用品としてリスト化し、それ以外のものは、災害用物品（備蓄）として保管します。

本編 2 p.76,77 資料15・16

### 備蓄量について

備蓄量の目安は、最低 3 日分です。

(大阪市避難所に運営にかかる備蓄計画 1.2 事業者の責務)

◆水：こういった状況でも余裕があるにこしたことはありません。

多めに備蓄しておきましょう。

◆物資：状況に応じて、種類ごとに量を考慮しましょう。



大阪市ホームページ 大阪市避難所に運営にかかる備蓄計画

<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000571056.html>



- ◆非常用持ち出し袋は、各保育室の持ち出しやすい場所に置いておく。
- ◆備蓄物資を定期的に点検し、最低年 1 回は消費期限を確認し、古いものは交換しておく。
- ◆食物アレルギー他、配慮が必要なこどもに対応した食品や物品等を備蓄しておく。
- ◆事前に保護者と相談しておくことが大切。

